

長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 本経過措置の対象者数：13,866人（8月27日時点）。ただし、申請を行っていない者も一定数いると考えられる。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方（65歳以上で障害認定を受けている方を含む）の所得及び収入で判定。

【対応】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

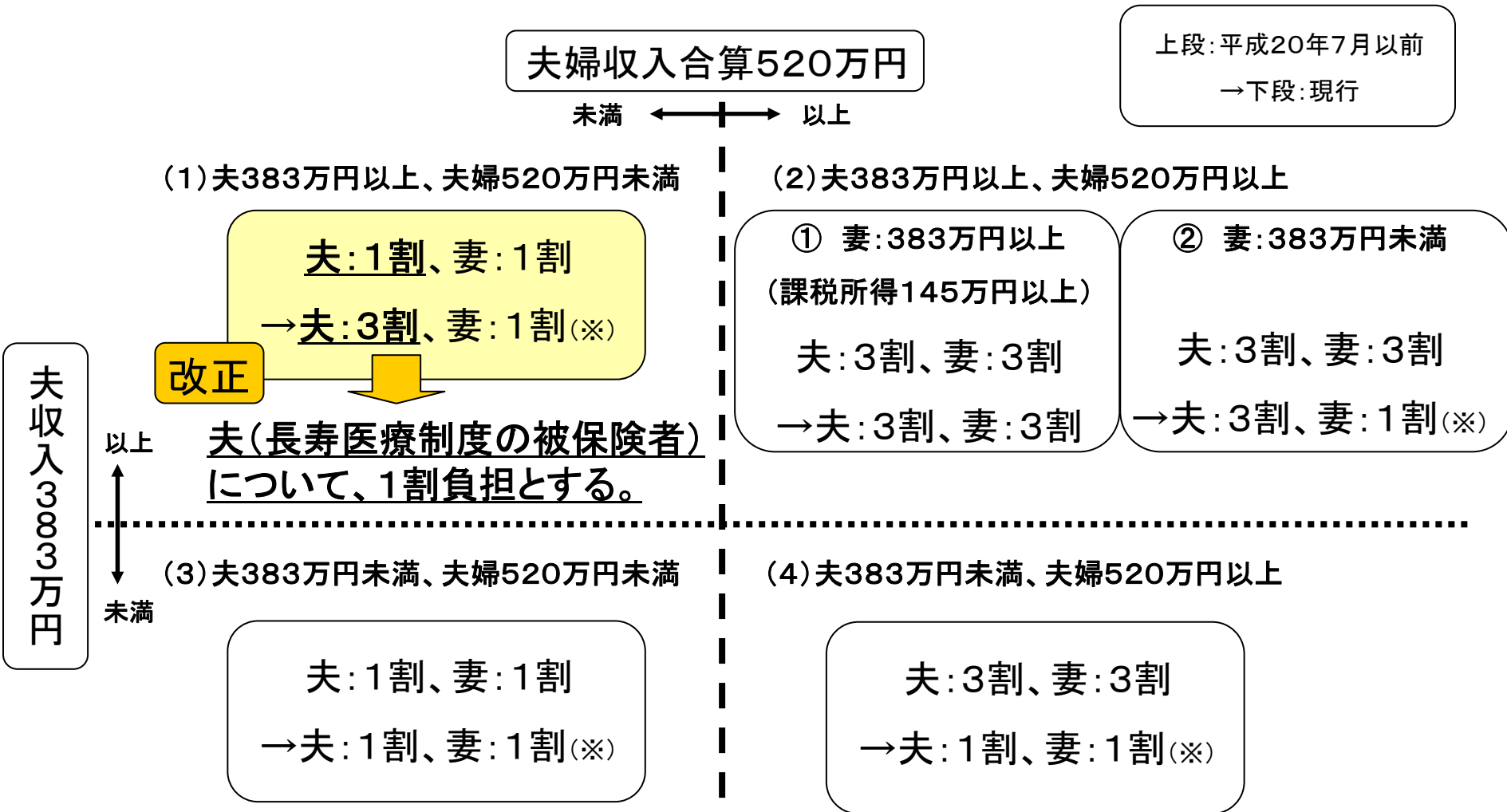
【施行日】

- 平成21年1月

	H20. 4～H20. 7	H20. 8～	H21. 1～
定率負担	1割	<u>3割</u>	<u>1割</u>
自己負担限度額	44,400円	<u>44,400円</u>	44,400円
外来限度額	12,000円	<u>12,000円</u>	12,000円

現役並み所得者の判定単位の変更(夫75歳以上、妻70歳~74歳で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合



2. 夫の課税所得が145万円未満の場合 夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。

※ 妻の収入が高い場合についても同様。

現役並み所得者の判定単位の変更(夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合)による影響

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合

夫婦収入合算520万円

未満 ← | → 以上

上段:平成20年7月以前

→下段:現行

(1) 夫383万円以上、夫婦520万円未満

夫:1割(※)、妻:1割

→夫:3割、妻:1割

改正

夫(国民健康保険の被保険者)について、1割負担とする。

(2) 夫383万円以上、夫婦520万円以上

① 妻:383万円以上

(課税所得145万円以上)

夫:3割、妻:3割

→夫:3割、妻:3割

② 妻:383万円未満

夫:3割、妻:3割

→夫:3割、妻:1割

夫収入383万円

以上

未満

(3) 夫383万円未満、夫婦520万円未満

夫:1割(※)、妻:1割

→夫:1割(※)、妻:1割

(4) 夫383万円未満、夫婦520万円以上

夫:3割、妻:3割

→夫:1割(※)、妻:1割

2. 夫の課税所得が145万円未満の場合

夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。

※ 妻の収入が高い場合についても同様。